

大町市仁科三湖周辺環境整備事業補助金交付に係る規程

(趣旨)

第1条 この規定は、仁科三湖周辺の環境保全及び観光客の安全で快適な利用を目的とした事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、市費補助金交付規則（平成8年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、木崎湖、中綱湖、青木湖の各地域を一つの単位とし、自治会、観光事業者、漁協関係者等で構成する団体で、周辺の環境整備を計画的に行うものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）

(2) 納税義務のある団体等にあつては、市税等に未納がないものとする。

(3) その他市長が適当でないと認めた場合

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 仁科三湖周辺の地域振興に資するものであること。

(2) 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動であること。

(3) 地域住民の理解を得た事業であること。

(4) 政治活動又は宗教活動を目的としない活動であること。

(5) 補助金を受けようとする年度において、国、県、地方公共団体等の制度による同一目的の補助を受けていないこと。

(対象経費及び補助金の額)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、補助金の限度額は、次表のとおりとする。なお、団体の構成員に対する人件費及び備品は対象外とする。

対象経費	補助率	補助金の限度額
植樹・樹木の管理に必要となる、苗木、肥料、消耗品など	10/10	1団体につき100万円以内／年度。但し、予算の範囲内で交付する。
樹木の伐採・撤去時の外部委託費、処分費、運搬用車両等の借用代金など	10/10	
その他、市長が必要と認めた経費	別に定める	

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。